

第22回 議会のあり方調査特別委員会 会議日程

日時 平成28年6月2日（木）

午前10時

場所 第1委員会室

調査事項

- 1 議員定数について
- 2 議員報酬・政務活動費について
- 3 その他

山陽小野田市議会議員定数条例

現条例	構成内容
<p>前文</p> <p>本市議会では、議員定数について平成 24 年 4 月から約 1 年間、適正な議員定数を検討する議員協議会で検討した結果、25 人、22 人、19 人が適当であるとの結論が出た。</p> <p>その後、議会機能向上特別委員会において、平成 25 年 3 月から 6 箇月間、議員協議会の検討結果を踏まえた上で、本市の議員定数について協議した結果、「本市の議会機能をさらに向上させるためには、25 人が理想である。しかしながら、本則で定める定数は 24 人のままとするも、財政状況等本市のおかれている状況を鑑み、現状においては 22 人とする」との結論に至った。</p> <p>したがって、この結論に基づき、本条例を制定するものである。</p> <p>地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 91 条第 1 項の規定に基づき、山陽小野田市議会の議員の定数は、24 人とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、次の一般選挙から施行する。</p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>2 当分の間、山陽小野田市議会の議員の定数は、本則の規定にかかわらず、22 人とする。</p>	<p>【前文】 制定の趣旨、理念、決意等を述べる文章</p> <p>前文は、国政の各分野の基本方針を定める法律や重大な社会問題に対応するための法律に置かれることが多い。</p> <p>条例においても、基本理念や政策意図を強調したいときに前文が置かれることがある。</p> <p>(本市の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 議会基本条例 ○ 自治基本条例 ○ 防災基本条例 <p>本条例については、暫定的に附則で定数を定める意図を明確にするために前文を置いた。</p> <p>【本則】 条例の本格的部分</p> <p>【附則】 条例の付随的部分 (施行期日)</p> <p>条例の規定の効力が一般的、現実的に発動し、作用することとなる日であるが、定数条例は「次の一般選挙から」とすることが一般的である。</p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>新制度への移行がスムーズに行われるよう何らかの措置(従前の状態を一定期間容認・暫定的な特例)を講じる必要がある場合に置く。</p> <p>本条例では、暫定的な特例として定数を 22 人とするため、経過措置を規定した。</p>